

令和8年7月

北谷町砂辺町営住宅のお客様へ

### 【ガス料金改定のお知らせ】

日頃より当社のガスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

先日ご案内させて頂きましたガス料金の改定について、具体的な金額が決まりましたのでお知らせいたします。諸物価高騰の折、お客様には更なる負担増となりますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ※ 本件はガス事業法第14条の趣旨に基づいた告知となります。
- ※ お客様による特段のお手続きは不要です。
- ※ 今後の市況の変化により、再度料金改定を実施させていただく場合がございます。予めご了承ください。

#### 1. 適用開始時期

令和8年8月請求分から

#### 2. ガス小売供給約款の変更

##### 附則「1.本小売約款の実施期日」

(変更後) 本小売約款は、令和8年7月1日から実施します。

##### 附則「2.本小売約款の実施に伴う切替措置」

(変更後) 令和8年7月1日から令和8年7月31日までの間に支払義務が発生する料金については、本小売約款の実施前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。

#### 3. ガス料金新旧対照表

	使用量範囲	基本料金		基準単位料金	
		旧	新	旧	新
料金表A	0 m <sup>3</sup> ～8 m <sup>3</sup> まで	929.50	1,100.00	567.09	638.00
料金表B	8 m <sup>3</sup> 超～30 m <sup>3</sup> まで	1,705.04	1,875.54	470.15	541.05
料金表C	30 m <sup>3</sup> を超えるもの	4,629.50	4,800.00	372.66	443.57

- \* 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- \* 単位料金は1 m<sup>3</sup>あたりの単価となります。
- \* 毎月のガス料金に適用する「単位料金（検針票または請求書等でお知らせしています）」は、基準単位料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されます。
- \* 供給地点特定番号（お客さま契約番号）は検針票・請求書によりご確認ください。
- \* 詳しい説明を希望される場合や、ご不明な点がある場合等には、下記窓口までご連絡ください。

<ご参考>

標準家庭（一般契約）における影響額（令和8年7月での計算）

1カ月の使用量	旧料金(税込)	新料金(税込)	改定額
4.5m <sup>3</sup>	3,534 円	4,023 円	+489 円

- \* 標準家庭の1カ月ガス使用量は、当団地令和7年度実績に基づく家庭用途のお客様1件当たりの平均ガスご使用量になります。

<お問合せ先>

マルキ産業株式会社 中部支店（小売登録番号 L0006）

沖縄県沖縄市知花4丁目48番13号

【窓口】 ☎ 098-937-9575 【受付時間】 09:00~17:00（土・日・祝祭日を除く）